

令和 7 年度保険料率について

1. 令和7年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和7年度は、令和5年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率を算定
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.01%
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

1. 令和7年度都道府県単位保険料率算定のポイント

【これまでの栃木支部評議会における令和7年度保険料率における議論の内容】

（学識経験者）

- 平均保険料率については10%維持が妥当と考えるが、5兆円を超える準備金残高が積み上がっている状況を加入者に納得してもらえるのか。準備金残高が積み上がっているのであれば、保険料率を引き下げてほしい等の意見が出るのではないか。

（事業主代表）

- 厳しい財政状況が続くことや医療の高度化を鑑みると、今後保険料率が上がることも致し方ないと思うが、健診に対する費用補助や、高額療養費制度の自己負担限度額の見直しなどがあればありがたい。

（被保険者代表）

- 支出が収入よりも伸びており、単年度収支差が実質的には前年度より縮小していることや医療の高度化、後期高齢者支援金の短期的な急増、被用者保険適用拡大等による楽観を許さない財政状況を踏まえると、準備金残高は5.95か月分相当と増加しているものの、必ずしも十分な水準とは言えないということが分かった。以上のことから、できるだけ長く現在の平均保険料率10%を維持し、中長期で安定した運営を図っていくことが大切である。
- 保険料率の変更時期については、実務に携わっている総務担当の立場からすると、時期の変更は現場の混乱を招く可能性があるため、従来通り4月納付分から変更が望ましい。

2. 政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要について

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	2024-2023	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月)	2025-2024	
		(a)	(b)	(b-a)	(c)	(c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
	※(内数)	8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

○ 政府予算案を踏まえた収支見込（令和7年度）の概要

政府予算案を踏まえた2025（令和7）年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が12.0兆円、支出（総額）が11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は4,601億円の見込み。

1. 収入の状況

収入（総額）は、2024（令和6）年度（直近見込）から1,770億円の増加となる見込み。

➤ 「保険料収入」について、主に標準報酬月額増加により1,402億円増加する。

2. 支出の状況

支出（総額）は、2024年度（直近見込）から2,658億円の増加となる見込みで、主な要因は以下のとおり。

➤ 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。

➤ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

3. 収支差と準備金残高

2025年度の「収支差」は、2024年度（直近見込）より、888億円減少して4,601億円になる見込み。

（収支均衡料率は、9.57%の見込み。）

2025年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。

3. 令和7年度栃木支部保険料率

	栃木支部	全国	備考
第1号保険料率 (A)	5.21 %	5.35 %	医療給付に係る部分
第2号保険料率 (B)	3.91 %	3.90 %	現金給付費、拠出金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等）、インセンティブ制度による加算額等に係る部分
インセンティブ加算分（再掲）	0.01 %	－	
第3号保険料率 (C)	0.78 %	0.78 %	業務経費、一般管理費、準備金積み立て等に係る部分
収入等見込額相当率 (D)	0.08 %	0.03 %	日雇特例被保険者保険料収入、雑収入の他、栃木支部には令和5年度精算分、インセンティブ制度による減算額等に係る部分 (令和6年度のインセンティブ減算分は0.06%)
共通	0.03 %	0.03 %	
令和5年度精算分	0.05 %	－	
インセンティブ減算分	0.00 %	－	
保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)	9.82 %	10.00 %	※端数整理のため、計数が整合しない場合がある

令和7年度の栃木支部保険料率は、
令和6年度の9.79%から0.03%引き上げとなり、**9.82%**となる。

令和 7 年度栃木支部保険料率の算定等データ（参考）

4. 令和7年度都道府県単位保険料率の算定方法

都道府県単位保険料率は、第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率、第3号都道府県単位保険料率を合算し、収入等見込額相当率を控除して、得られた値を0.01%単位で四捨五入して求める。

$$\begin{array}{lcl} \text{令和7年度の} & & \\ \text{栃木支部保険料率} & = & \begin{array}{l} \text{第1号保険料率} \\ + \text{第2号保険料率} \\ + \text{第3号保険料率} \\ - \text{収入等見込額相当率} \end{array} \end{array}$$

5. 令和7年度栃木支部第1号保険料率

第1号保険料率：医療給付費に係る部分

- 第1号都道府県単位保険料率は、当該支部の令和7年度の医療給付費の見込みに①年齢調整額及び②所得調整額を加算して得た額を、総報酬額で除して計算する。

$$\begin{array}{c} \text{栃木支部} \\ \text{第1号保険料率} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{支部} \\ \text{医療給付費} \end{array} + \begin{array}{c} \text{年齢} \\ \text{調整額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得} \\ \text{調整額} \end{array}}{\text{支部総報酬額}}$$

①年齢調整額

年齢調整額は、平均給付費から標準給付費を減算して計算する。
平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）
平均よりも年齢構成が低い場合は加算する（料率が上がる）

平均給付費
全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

144,961円 × 528千人
= 76,529百万円

—

標準給付費
年齢階級ごとに、当該年齢階級における全国計の加入者1人当たり医療給付費に当該年齢階級における栃木支部の加入者数を乗じて得た額を全ての年齢階級について合計した額。

77,663百万円

= ▲1,134百万円

5. 令和7年度栃木支部第1号保険料率

②所得調整額

所得調整額は全国計の医療給付費に総報酬按分率を乗じた額から平均給付費を減算して計算する。

医療給付費（全国）×総報酬按分率

全国計の医療給付費に栃木支部の総報酬額を全国計の総報酬額で除した率を乗じた額。

 $5,761,180\text{百万円} \times \frac{1,408,545\text{百万円}}{107,758,088\text{百万円}}$

 $= 75,306\text{百万円}$

—

平均給付費
全国計の加入者1人当たり医療給付費に栃木支部の加入者数を乗じた額。

 $144,961\text{円} \times 528\text{千人}$

 $= 76,529\text{百万円}$

$= \blacktriangle 1,222\text{百万円}$

第1号保険料率

栃木支部
第1号保険料率

5.2118%

$= \frac{\text{支部医療給付費 } 75,767\text{百万円} + \text{①年齢調整額 } \blacktriangle 1,134\text{百万円} + \text{②所得調整額 } \blacktriangle 1,222\text{百万円}}{\text{支部総報酬額 } 1,408,544\text{百万円}}$

9

6. 令和7年度栃木支部第2号保険料率

第2号保険料率：現金給付費等、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、インセンティブ制度による加算額に係る部分（第2号経費）

○ 第2号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、前々年度の実績に基づき算定されるインセンティブ制度の加算額が支部ごとに異なるため、インセンティブ分とそれ以外に区分けして計算する。

① インセンティブ分以外
令和7年度の第2号経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。（全国一律の保険料率となる）

4,197,926百万円

×

1.3071%

=

1,408,544百万円

全国共通

第2号保険料率

3.8957%

② インセンティブ分
インセンティブ制度による栃木支部の加算額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。

135百万円

=

1,408,544百万円

インセンティブ分

第2号保険料率

0.0096%

第2号保険料率

栃木支部

第2号保険料率

3.9053%

=

全国共通

第2号保険料率

3.8957%

+

インセンティブ分

第2号保険料率

0.0096%

10

7. 令和7年度栃木支部第3号保険料率

第3号保険料率：業務経費、一般管理費、準備金積立て等、前々年度精算分に係る部分（第3号経費）

○ 第3号都道府県単位保険料率の計算にあたっては、前々年度精算分の料率が支部ごとに異なるため、前々年度精算分とそれ以外に区分けして計算する。

- ① 令和5年度精算分以外
- 令和7年度の第3号経費に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。
（全国一律の保険料率となる）

845,043百万円

×

1.3071%

=

1,408,544百万円

全国共通
第3号保険料率
0.7842%

- ② 令和5年度精算分
- 令和5年度の栃木支部の収支差がマイナスの場合、栃木支部の総報酬額で除して計算する。
（栃木支部の収支差がプラスの場合はゼロとなる）

令和5年度栃木支部収支差

763百万円

=

精算分
第3号保険料率
0%

第3号保険料率

栃木支部
第3号保険料率
0.7842%

=

全国共通
第3号保険料率
0.7842%

+

精算分
第3号保険料率
0%

8. 令和7年度栃木支部収入等見込額相当率

収入等見込額相当率：日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等、前々年度精算分その他、インセンティブ制度による減算額に係る部分

○ 収入等見込額相当率の計算にあたっては、前々年度精算分及びインセンティブ制度の減算額に係る料率が支部ごとに異なるため、前々年度精算分、インセンティブ分とそれ以外とに区分けして計算する。

- ① 令和5年度精算分及びインセンティブ分以外
 - 令和7年度のその他収入に総報酬按分率を乗じて得た額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。
(全国一律の保険料率となる)

28,341百万円

×

1.3071%

=

1,408,544百万円

全国共通
収入等見込額相当率
0.0263%

- ② 令和5年度精算分
 - 令和5年度の栃木支部の収支差がプラスの場合における当該額を、栃木支部の総報酬額で除して計算する。
(栃木支部の収支差がマイナスの場合はゼロとする)。

令和5年度 栃木支部
収支差

764百万円

764百万円

=

1,408,544百万円

精算分
収入等見込額相当率
0.0542%

8. 令和7年度栃木支部収入等見込額相当率

- ③ インセンティブ分
- インセンティブ制度による当該支部の減算額を、当該支部の総報酬額で除して計算。

0百万円

1,408,544百万円

=

インセンティブ分
収入等見込額相当率

0.0000%

収入等見込額相当率

栃木支部
収入等見込額相当率

0.0805%

=

全国共通
収入等見込額相当率

+

精算分
収入等見込額相当率

+

インセンティブ分
収入等見込額相当率

0.0263%

0.0542%

0.0000%

令和 7 年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

○ 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・都道府県支部別医療給付費
- ・年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費
- ・都道府県支部別総報酬額

注 ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和 5 年度の実績データを集計したものに、全国計における令和 5 年度実績値に対する令和 7 年度見込みの比率を乗じて算出。

- ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和 5 年度の実績データを集計したものから、東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和 5 年度実績値に対する令和 7 年度見込みの比率を乗じて算出。
- ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第 3 項第 2 号経費」、「同条第 3 号経費」、「令和 5 年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 令和 7 年度保険料率の算定に使用する係数
基礎データ（令和 7 年度見込み）

項目		栃木	全国	年齢階級別加入者 1人当たり医療給付費
加入者1人当たり医療給付費		143,518 円	144,961 円	
加入者数		5,279 百人	397,430 百人	
年齢階級別 加入者数	0～4	189 百人	15,915 百人	214,042 円
	5～9	258 百人	19,845 百人	108,878 円
	10～14	295 百人	21,935 百人	89,729 円
	15～19	320 百人	23,022 百人	76,427 円
	20～24	334 百人	26,146 百人	64,015 円
	25～29	322 百人	26,876 百人	76,141 円
	30～34	338 百人	27,109 百人	90,196 円
	35～39	406 百人	30,180 百人	98,072 円
	40～44	466 百人	33,742 百人	106,143 円
	45～49	543 百人	39,442 百人	123,562 円
	50～54	523 百人	39,535 百人	152,688 円
	55～59	418 百人	32,502 百人	192,595 円
	60～64	378 百人	27,991 百人	243,235 円
	65～69	285 百人	19,654 百人	302,828 円
	70～	204 百人	13,534 百人	419,692 円
都道府県支部別医療給付費		75,767 百万円	5,761,180 百万円	
都道府県支部別総報酬額		1,408,545 百万円	107,758,088 百万円	

○ 令和 7 年度保険料率の算定に使用する係数
仕訳表（令和 7 年度見込み）

【支出】 (百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,761,180
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(出産育児交付金、国庫補助、日雇拋出金を除く)	553,445
・拋出金等(国庫補助を除く)	3,644,482
・前期高齢者納付金	1,156,580
・後期高齢者支援金	2,487,901
・病床転換支援金	1
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	236,820
・一般管理費(国庫負担を除く)	93,974
・貸付金	71
・雑支出	2,745
・準備金積立て	460,105
*事務経費・雑支出(国)	51,329
合 計	10,804,150

【収入】 (百万円)

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	10,775,809
その他収入	
・貸付金返済収入	71
・雑収入	21,462
*日雇特例被保険者保険料収入	1,607
*雑収入等(国)	5,202
合 計	10,804,150

- ・ * については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第 1 号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第 2 号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第 2 号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第 3 号経費及びその他収入において、令和 5 年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和 7 年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率10.0%以上の支部 22支部

保険料率 (%)	支部数
10.78	1
10.47	1
10.41	1
10.36	1
10.31	3
10.25	1
10.24	1
10.21	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.13	1
10.12	1
10.11	1
10.09	1
10.03	2
10.02	1
10.01	1

保険料率10.0%未満の支部 25支部

保険料率 (%)	支部数
9.99	1
9.97	2
9.94	2
9.93	2
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.88	1
9.85	1
栃木 9.82	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.69	1
9.67	1
9.65	1
9.62	2
9.55	1
9.44	1

○ 令和 7 年度都道府県単位保険料率の令和 5 年度からの変化
(暫定版)

令和 6 年度保険料率以上となった支部 28支部

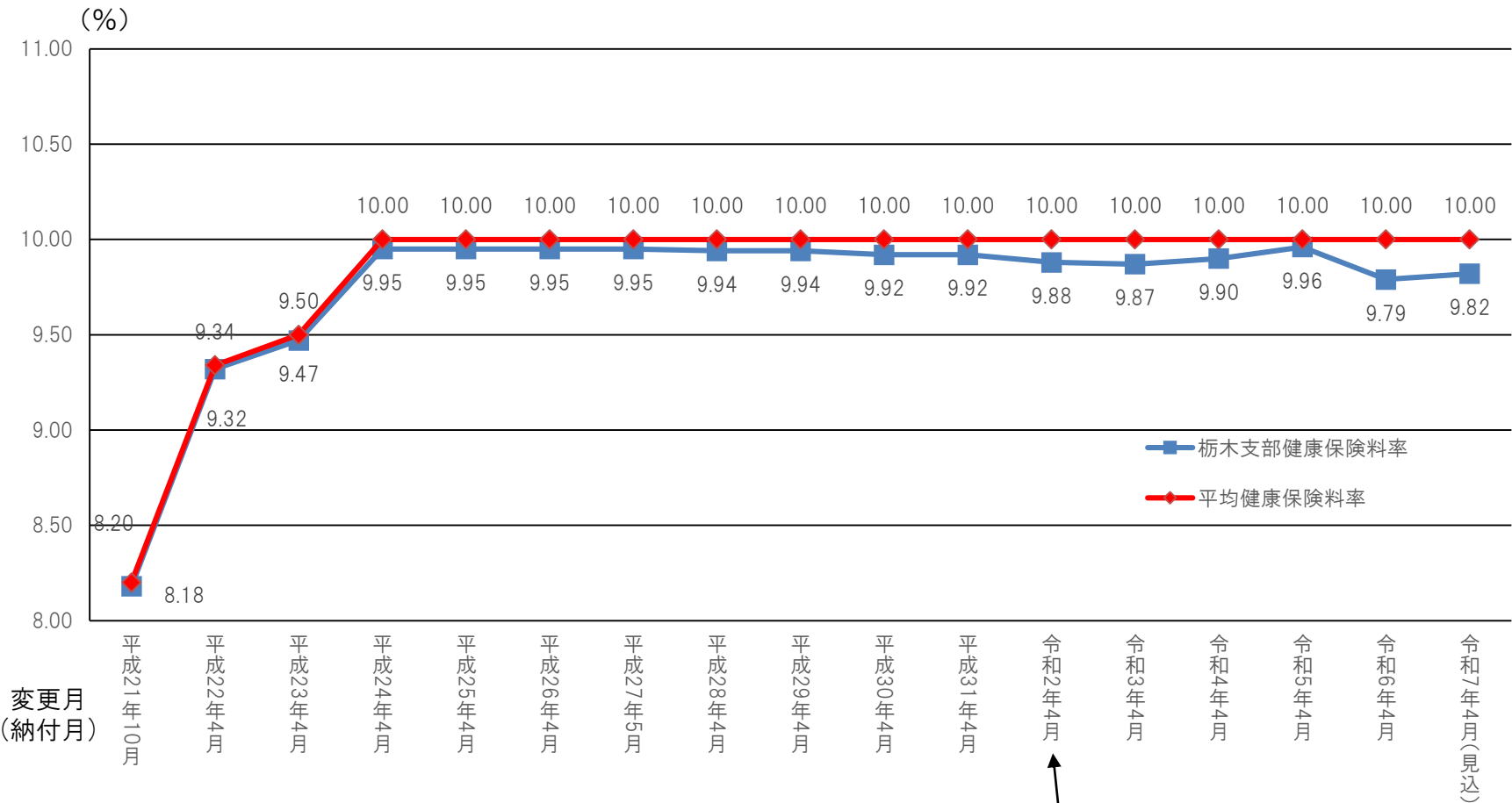
令和 6 年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+ 0.36	+ 540	2
+ 0.28	+ 420	1
+ 0.25	+ 375	1
+ 0.24	+ 360	3
+ 0.20	+ 300	1
+ 0.19	+ 285	1
+ 0.18	+ 270	1
+ 0.16	+ 240	2
+ 0.15	+ 225	2
+ 0.14	+ 210	1
+ 0.10	+ 150	2
+ 0.08	+ 120	1
+ 0.05	+ 75	1
栃木 + 0.03	+ 45	3
+ 0.02	+ 30	4
+ 0.01	+ 15	2
0.00	0	1

令和 6 年度保険料率未満となった支部 18支部

令和 6 年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.02	▲ 30	2
▲0.04	▲ 60	2
▲0.05	▲ 75	2
▲0.06	▲ 90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.18	▲270	1
▲0.20	▲300	1

注 1. 「+」は令和 7 年度保険料率が令和 6 年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

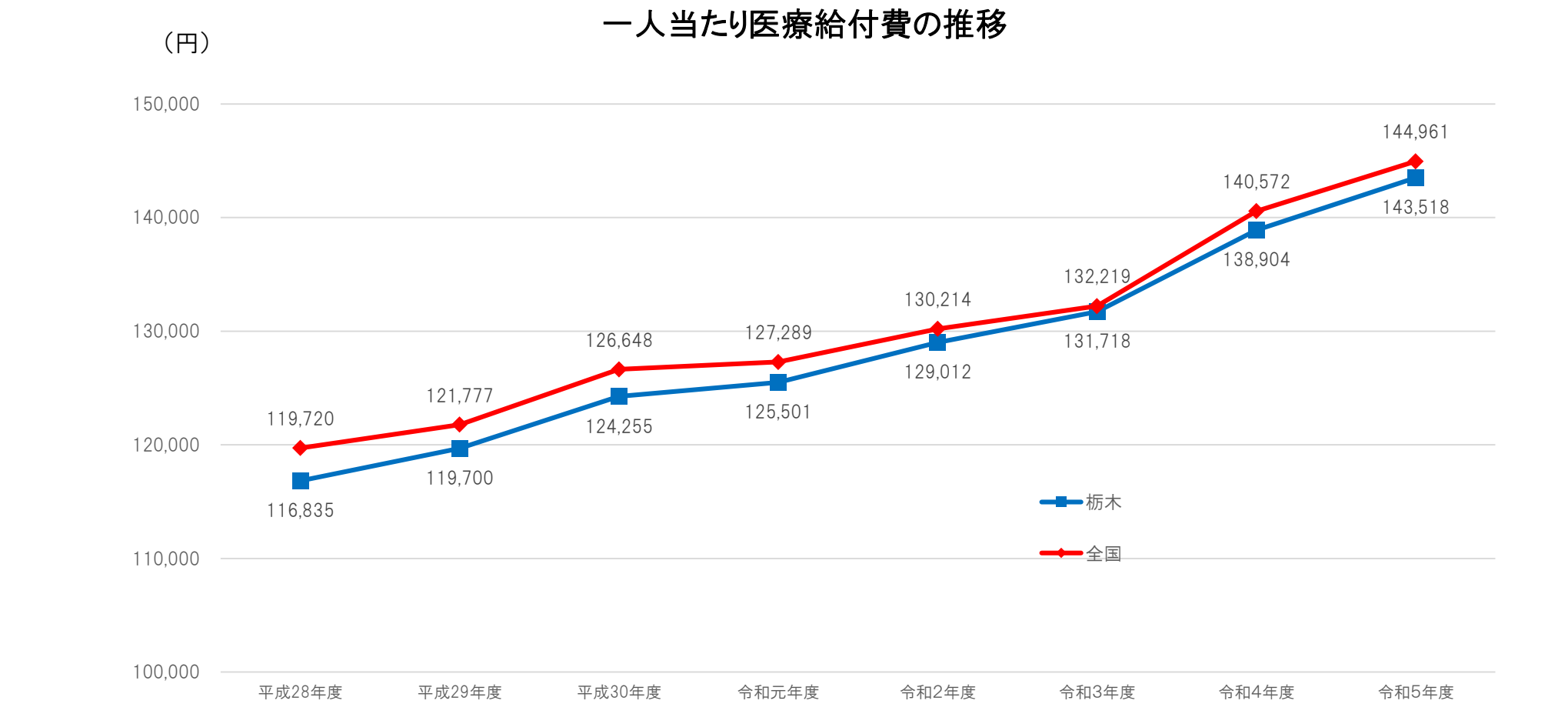
○ 栃木支部健康保険料率の推移



・激変緩和率の終了
・インセンティブ制度開始

- ・平成21年10月納付分より全国一律の保険料率から、都道府県単位保険料率へ変更となった。
- ・保険料率変更の開始月は、変更後の保険料率に基づく納付月となっている。

○ 栃木支部医療給付費の動向



9. 令和7年度介護保険料率（全支部共通料率）について

令和7年度介護保険料率は、令和6年度の1.60%から0.01%引き下げとなり、1.59%となる。

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

2025（令和7）年度は、2024（令和6）度末に見込まれる剰余分（264億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

介護保険料率

=

介護納付金の額

介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込

1.60%から2025年4月以降に1.59%へ引き下げた場合の2025年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 463 円 （ 74,064円 → 73,601円）の負担減
〔月額〕 34 円 （ 5,440円 → 5,406円）の負担減

（注1） 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したものである。
（注2） 「年額」は令和7年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。

10. 協会けんぽの収支見込み（介護分）

（単位：億円）

		2023（R5）年度	2024（R6）年度	2025（R7）年度	備考
		決算	直近見込 （2024年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （2024年12月）	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82% 2024年度保険料率： 1.60% 2025年度保険料率： 1.59% 納付金対前年度比 ⇒ + 126
	国庫補助等	0	1	1	
	その他	－	－	－	
	計	11,580	10,557	10,747	
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	－	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

準備金の役割（イメージ）

未定稿

保険料収入の増加分など

中長期にわたり財政を安定させるための準備金

- できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないように、中長期の視点で財政運営を図るためのもの

《協会けんぽの今後の財政の見通し（2033年度まで）》

- ① 協会加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **7.3** 兆円（※）

- ② 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれる

（2025年度から2033年度までの）2024年度比増加額の累計の見込み：約 **2.5** 兆円

※）国庫補助額（16.4%）を含む累計額

注）2034年度以降も保険給付費等の増加分は継続的に発生

中長期の見通しを考える上で、大きな景気変動による保険料収入減少など、非常時・大規模リスクもあり得ることに留意が必要

例）・新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料収入の減（2020年度保険料収入に係る予算額と決算額の差）：約**0.6**兆円

医療給付費の増（2020～2022年度の新型コロナウイルス感染症関連医療給付費）：約**0.4**兆円

・リーマンショック（2008年秋）の影響による保険料収入の減（2007年度と2009年度の比較）：約**0.3**兆円

法令で確保することが義務付けられた準備金

《医療給付費等の1か月分相当》

短期的な資金繰りに充てるための運転資金や、季節性インフルエンザ等の流行による一時的な医療給付費の増などのリスクに備えるためのもの

約
4.2
兆円

約
1.0
兆円

2023年度末の準備金残高

約

5.2
兆円

※ 準備金の役割や規模感を概括的に把握できるように2024年12月時点での大枠を整理したものであり、金額等については確定的なものではない。